

令和4年4月に小川町立小・中学校に入学されるお子様の保護者の皆様へ

入学準備金(就学援助費)のお知らせ

本町では、小川町の小・中学校に入学されるお子様の保護者で、就学援助制度の準要保護の認定を受けた方に、入学準備金を支給します。

○入学準備金を受けることができる方

令和4年3月1日時点で以下の全ての要件を満たす方

1. 令和4年4月1日に小川町立小・中学校に入学予定のお子様の保護者
※入学届を提出した方。
2. 原則として小川町に住民登録がある方
3. 次の条件のいずれかに該当する方
 - ① 町民税が非課税又は減免されている方
 - ② 固定資産税の減免を受けている方
 - ③ 国民年金保険料の減免を受けている方
 - ④ 国民健康保険料の減免又は猶予を受けている方
 - ⑤ 生活福祉資金の貸付を受けている方
 - ⑥ 児童扶養手当を受給している方
 - ⑦ 同一生計の世帯全員の所得が町の定める基準未満の方
 - ⑧ その他必要と認められる方(世帯の状況を確認し総合的に判断します)

◎申請手続きが不要な方

現在、就学援助(準要保護)の認定を受けている小学6年生の保護者の方は、上記の要件を満たしている場合は改めての申請手続きは不要です。
(他の援助費目と合わせて「中学校入学準備金」を3月に支給予定です。)

※「小学校入学準備金」を希望する場合は、必ず申請してください。

◎以下のいずれかに該当する場合は、本町の入学準備金の支給対象外となります。

- ・小川町立小中学校以外の学校(私立・国立・県立等)に入学する場合
- ・令和4年3月末日までに町外に転出される場合
- ・生活保護を受給されている場合

○申請手続きについて

1. 申請に必要なもの

- ①申請書(申請書は学校教育課にあります。町ホームページからもダウンロードできます)
- ②印鑑(朱肉使用のものに限る)
- ③振込先の金融機関、支店名、口座番号が分かるもの(申請者と同一名義)
- ④世帯全員の令和2年分の所得等が分かるもの

※令和3年1月1日に小川町以外の市町村に住んでいた方は、住んでいた自治体が発行する『所得と控除の額が分かる証明書』が必要です(世帯全員分)。

2. 申請場所 小川町役場3階 学校教育課(郵送、学校への提出は不可)

3. 申請期限 令和4年2月15日(火)

※申請期限までに申請され、認定された方には、3月下旬に支給します。

※申請期限後は令和4年3月31日(木)まで申請を受付けますが、それ以降は受け付けられません。

○支給額・支給時期について

支給予定額 小学校入学予定のお子様 51,060円／人
中学校入学予定のお子様 60,000円／人

支給予定時期 令和4年3月下旬(申請期限までに申請され、認定された場合)

支給方法 原則として保護者様の口座に振り込みます。

○就学援助が認定となる所得の目安

世帯人数	世帯構成	所得額の合計(控除後)
5人	母(38歳)、子(中2)、子(小4)、祖父(68歳)、祖母(65歳)	359万円未満
4人	父(42歳)、母(41歳)、子(中1)、子(小4)	311万円未満
3人	父(40歳)、母(40歳)、子(小4)	244万円未満
2人	母(29歳)、子(小2)	184万円未満

※社会保険料等の所得控除後の額で掲載しています。

※認定の基準となる額は、世帯構成(人数、年齢など)により世帯ごとに算出しますので、上記の表はあくまでも目安としてご利用ください。

◎注意事項(必ずお読みください)

※認定にあたっては、住民票の有無にかかわらず同居している世帯員全員の所得の状況により判断します。単身赴任等により別居中の保護者も含まれます。
原則として世帯分離していても同じ住所地・建物にお住いの方は全員同一世帯と見なされます。ただし、明らかに別生計であると証明できる場合は、証明書類を持参のうえお申し出ください。

※家庭状況が把握できないご家庭は、民生委員さん等関係機関に意見をお伺いすることもあります。

※入学準備金の支給を受けたのち、急な転出等により支給対象ではなくなった場合は、転出先の市区町村に対して、本町で就学援助制度の『入学準備金』を支給したことを通知します。

※令和4年度の就学援助費の受給は、別に申請が必要ですのでご注意ください。

問合せ 小川町学校教育課 就学援助担当
TEL 72-1221(内線273)